

新型コロナウイルス感染症の影響により、早期の経営改善に取り組む  
中小企業・小規模事業者の方に

# 伴走支援型特別保証

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた  
中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化を  
図ると共に、金融機関が当該中小企業・小規  
模事業者に対して継続的な伴走型での支援を  
実施することにより、経営の安定や生産性等  
の向上を図ることを目的とした制度です！

令和6年

3月31日まで

(当協会申込受付分)

ポイント

国が  
当初保証料を  
補助

ポイント

保証限度額  
1億円

ポイント

金融機関からの  
継続的な支援

ポイント

据置最大  
5年



企業とともに未来を拓く

奈良県信用保証協会



問い合わせ先

□保証支援部

〒630-8668 奈良市法蓮町163-2 TEL 0742-33-0552

【ホームページ】 <https://www.nara-cgc.or.jp>

奈良県信用保証協会

検索



# 伴走支援型特別保証の概要

<p>利用対象者</p>	<p>次の①から③のいずれかに該当し、かつ申込金融機関と対話を通じて作成した経営行動計画書（以下「計画」という）を策定した中小企業者</p> <p>①セーフティネット4号          中小企業信用保険法（以下「保険法」という）第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること（※1）          【同額借換】上記①の条件を満たし、危機指定期間内（※3）に保証申込受付、貸付実行された責任共有制度の対象となる5号保証を既往借入金の範囲内の額で借換えることが可能（※1）          ※上記借換保証に責任共有制度の対象外となる保証を含めて借換が可能（ただし合計した既往借入金の範囲内の額で借換えるもの）</p> <p>②セーフティネット5号          保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること（※1）          【同額借換】上記②の条件を満たし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えることで、責任共有制度の対象除外とすることが可能（※1）</p> <p>③一般          次の(1)又は(2) i から vi のいずれかに該当すること（※1）（※2）          (1)最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること          (2) i . 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること          ii . 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること          iii . 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること          iv . 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること          v . 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること          vi . 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること          【同額借換】上記③の条件を満たし、責任共有制度の対象除外となる既往借入金を保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額で借換えることで、責任共有制度の対象除外とすることが可能（※1）</p> <p>※1 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く          ※2 保険法第3条の3の規定による特別小口保険に係る保証を除く          ※3 危機指定期間とは、令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間で、令和2年2月1日から令和3年12月31日までのこと</p>																																																																																																																																																																
保証限度額	1億円 ※利用対象者①、②は一般保証と別枠																																																																																																																																																																
保証割合	利用対象者①については100%（責任共有対象外） ②及び③は80%（責任共有対象）【同額借換】の場合は責任共有対象外																																																																																																																																																																
資金用途	運転資金、設備資金、運設資金																																																																																																																																																																
保証期間	一括：1年以内 分割：10年以内（5年以内の据置可）																																																																																																																																																																
返済方法	一括返済 又は 分割返済																																																																																																																																																																
保証料率	<p>1. 通常料率適応          利用対象者①及び②については、借入金額に対し、0.85%とし、0.65%を国が補助（本人負担0.20%）          利用対象者③・責任共有対象</p> <table border="1" data-bbox="312 1167 1331 1294"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>1.90</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.60</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>国負担</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.65</td> <td>0.55</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.25</td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用対象者③・責任共有対象外</p> <table border="1" data-bbox="312 1330 1331 1458"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.60</td> <td>1.35</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>国負担</td> <td>1.05</td> <td>1.00</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.75</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 経営者保証免除対応適応          利用対象者①及び②については、借入金額に対し、1.05%とし、0.85%を国が補助（本人負担0.20%）          利用対象者③・責任共有対象</p> <table border="1" data-bbox="312 1561 1331 1688"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>2.10</td> <td>1.95</td> <td>1.75</td> <td>1.55</td> <td>1.35</td> <td>1.20</td> <td>1.00</td> <td>0.80</td> <td>0.65</td> </tr> <tr> <td>国負担</td> <td>0.95</td> <td>0.95</td> <td>0.90</td> <td>0.85</td> <td>0.75</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.45</td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>利用対象者③・責任共有対象外</p> <table border="1" data-bbox="312 1724 1331 1852"> <thead> <tr> <th>保証料率区分</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証料率</td> <td>2.40</td> <td>2.20</td> <td>2.00</td> <td>1.80</td> <td>1.55</td> <td>1.30</td> <td>1.10</td> <td>0.90</td> <td>0.70</td> </tr> <tr> <td>国負担</td> <td>1.25</td> <td>1.20</td> <td>1.15</td> <td>1.10</td> <td>0.95</td> <td>0.80</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> </tr> <tr> <td>本人負担</td> <td>1.15</td> <td>1.00</td> <td>0.85</td> <td>0.70</td> <td>0.60</td> <td>0.50</td> <td>0.40</td> <td>0.30</td> <td>0.20</td> </tr> </tbody> </table> <p>※国負担の保証料については、当初保証料のみ          条件変更に伴い追加して生じる保証料については、国負担対象外</p>	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	国負担	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	国負担	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65	国負担	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	保証料率	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70	国負担	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50	本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																								
保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45																																																																																																																																																								
国負担	0.75	0.75	0.70	0.65	0.55	0.50	0.40	0.30	0.25																																																																																																																																																								
本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																																																																																																								
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																								
保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50																																																																																																																																																								
国負担	1.05	1.00	0.95	0.90	0.75	0.60	0.50	0.40	0.30																																																																																																																																																								
本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																																																																																																								
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																								
保証料率	2.10	1.95	1.75	1.55	1.35	1.20	1.00	0.80	0.65																																																																																																																																																								
国負担	0.95	0.95	0.90	0.85	0.75	0.70	0.60	0.50	0.45																																																																																																																																																								
本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																																																																																																								
保証料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																																																																																																																								
保証料率	2.40	2.20	2.00	1.80	1.55	1.30	1.10	0.90	0.70																																																																																																																																																								
国負担	1.25	1.20	1.15	1.10	0.95	0.80	0.70	0.60	0.50																																																																																																																																																								
本人負担	1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20																																																																																																																																																								
保証人	必要となる場合がある																																																																																																																																																																
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営行動計画書</li> <li>市町村長発行の認定書（利用対象者①及び②の場合）</li> <li>売上高減少要件確認書（利用対象者③（1）の場合）</li> <li>売上高総利益率減少要件確認書（利用対象者③（2） i ~ iii の場合）</li> <li>売上高営業利益率減少要件確認書（利用対象者③（2） iv ~ vi の場合）</li> <li>経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除を適応する場合）</li> </ul>																																																																																																																																																																
取扱期間	令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（当協会申込受付分）																																																																																																																																																																